大阪市告示第1287号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第１項の規定に基づき、施設等利用費の支給に係る施設として確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和６年９月20日

大阪市長　　横　山　英　幸

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	確認年月日
株式会社リアリノ	りありのきっず大阪京橋	大阪市都島区片町２－10－６ SAKRAS城	一時預かり事業	令和６年９月４日

（こども青少年局子育て支援部管理課）